

県工事成績調書作成要領の一部を改正する要領

県工事成績調書作成要領(平成15年7月14日施行)の一部を次のように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
<p>第1から第7まで (略)</p> <p>(完成検査成績調書の作成手続き及び保存方法)</p> <p>第8 完成検査請求時の考査に使用するファイルは、過去に考査した中間検査等で作成したもの(考査した中間検査等がない場合は、工事の基本情報を入力したものをいう。ただし、年度で成績調書の様式等が変更になった場合等は、この限りではない。)とし、工事担当課所の長は、規程第9条に基づく完成検査を請求する場合に、完成検査請求の成績調書の原本を添付するものとし、担当検査員にそのファイルを送信する。<u>ただし、完成検査請求時に完成検査請求の成績調書の原本を添付できない場合は、写しを添付できるものとし、原本は検査当日に検査員へ提出するものとする。</u></p> <p>2 前項の完成検査請求の成績調書の原本とは、監督員・主任監督員及び総括監督員が前項のファイルに所要の考査内容を入力し、出力した規程様式第5号(中間検査等の考査があった場合には、その考査内容の記載があるものをいう。)に当該監督職員全員が押印したものとする。</p> <p>3 完成検査後、担当検査員は第1項で送付されたファイルに所要の考査内容を入力し、出力した規程様式第5号に押印し、完成検査の成績調書の原本とする。</p> <p>なお、考査した中間検査等があった場合には、この成績調書に記載されている中間検査等の各欄の考査内容に誤りがないことを、今回の検査員が確認し、所定の確認者氏名出力欄に押印することで、中間検査等の検査員名欄の押印を要さない。</p> <p>また、検査員は監督職員の各欄の考査内容及び所見が提出された完成検査請求の成績調書の原本と相違ないことを確認し、検査員(完成)欄の氏名欄</p>	<p>第1から第7まで (略)</p> <p>(完成検査成績調書の作成手続き及び保存方法)</p> <p>第8 完成検査請求時の考査に使用するファイルは、過去に考査した中間検査等で作成したもの(考査した中間検査等がない場合は、工事の基本情報を入力したものをいう。ただし、年度で成績調書の様式等が変更になった場合等は、この限りではない。)とし、工事担当課所の長は、規程第9条に基づく完成検査を請求する場合に、完成検査請求の成績調書の原本を添付するものとし、担当検査員にそのファイルを送信する。</p> <p>2 前項の完成検査請求の成績調書の原本とは、監督員・主任監督員及び総括監督員が前項のファイルに所要の考査内容を入力し、出力した規程様式第5号(中間検査等の考査があった場合には、その考査内容の記載があるものをいう。)に当該監督職員全員が押印したものとする。</p> <p>3 完成検査後、担当検査員は第1項で送付されたファイルに所要の考査内容を入力し、出力した規程様式第5号に押印し、完成検査の成績調書の原本とする。</p> <p>なお、考査した中間検査等があった場合には、この成績調書に記載されている中間検査等の各欄の考査内容に誤りがないことを、今回の検査員が確認し、所定の確認者氏名出力欄に押印することで、中間検査等の検査員名欄の押印を要さない。</p> <p>また、検査員は監督職員の各欄の考査内容及び所見が提出された完成検査請求の成績調書の原本と相違ないことを確認し、検査員(完成)欄の氏名欄</p>

に押印することで、各監督職員の押印を要さない。

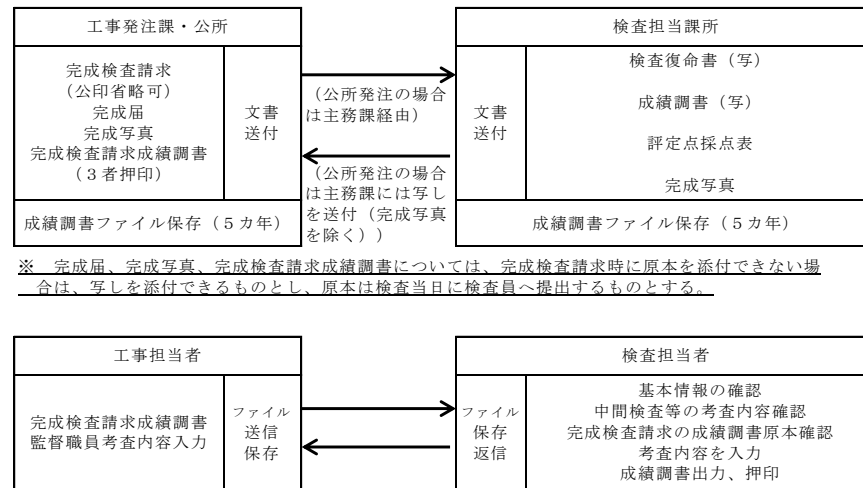
4 検査担当課所の長は、完成検査請求の成績調書の原本と完成検査の成績調書の原本を保管し、完成検査成績調書のファイルを電磁的記録として他の成績調書のものとともに保存し、さらに、完成検査成績調書及び検査復命書の写しを工事担当課所の長(発注者が知事の場合は、主務課長あて)に送付するとともに成績調書のファイルを送信する。

5 工事担当課所の長(発注者が知事の場合は、主務課長)は、前項で返送されたファイルを電磁的記録として他の工事のものとともに保存する。

6 工事担当課所と検査担当課所が同一の場合には、第1項及び前二項の「課所の長」を「部門の長」と適宜読み替えて適用する。

7 完成検査の手続きフローは、次の表のとおりとする。

〈完成検査フロー〉



※ 完成届、完成写真、完成検査請求成績調書については、完成検査請求時に原本を添付できない場合は、写しを添付できるものとし、原本は検査当日に検査員へ提出するものとする。

以下(略)

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

に押印することで、各監督職員の押印を要さない。

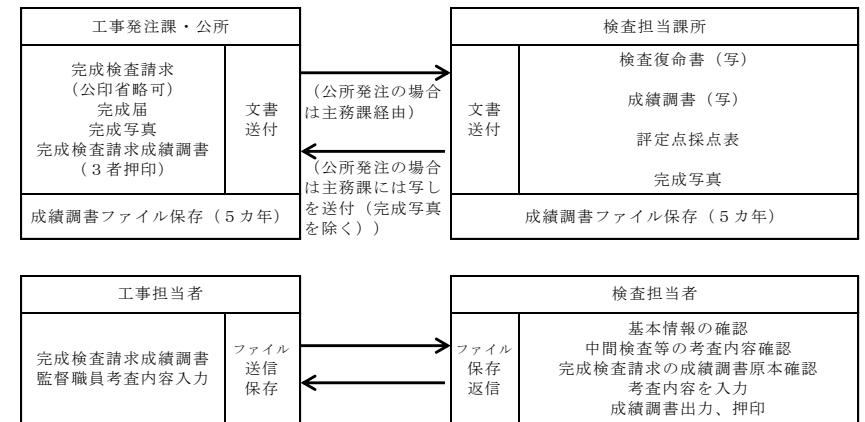
4 検査担当課所の長は、完成検査請求の成績調書の原本と完成検査の成績調書の原本を保管し、完成検査成績調書のファイルを電磁的記録として他の成績調書のものとともに保存し、さらに、完成検査成績調書及び検査復命書の写しを工事担当課所の長(発注者が知事の場合は、主務課長あて)に送付するとともに成績調書のファイルを送信する。

5 工事担当課所の長(発注者が知事の場合は、主務課長)は、前項で返送されたファイルを電磁的記録として他の工事のものとともに保存する。

6 工事担当課所と検査担当課所が同一の場合には、第1項及び前二項の「課所の長」を「部門の長」と適宜読み替えて適用する。

7 完成検査の手続きフローは、次の表のとおりとする。

〈完成検査フロー〉



以下(略)